法規的告示

○公正取引委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　虎ノ門アルセアタワー　公正取引委員会事務総局官房総務課内

○総務省告示第三十五号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

区分	額
物品等の調達契約	四千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	三十億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	三億円
特定役務のうち右記以外の調達契約	四千万円

○財務省告示第二十八号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年一月三十日

財務大臣　片山さつき

区分	額
物品等の調達契約	二千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	九億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	九千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	二千万円

○国土交通省告示第二百二十七号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書並びに第一号及び第三号の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示

一　一競走場当たりの開催日数及び開催回数

競走場名	開催日数	開催回数
桐生競走場	百八十二日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百六十八日	二十四回
平和島競走場	百六十八日	十二回
多摩川競走場	百八十二日	二十四回
浜名湖競走場	百八十九日	十二回
蒲郡競走場	百九十四日	十三回
常滑競走場	百八十日	二十四回
津競走場	百八十日	十二回
三国競走場	百八十日	十二回
琵琶湖競走場	百七十四日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百七十四日	二十四回
鳴門競走場	百七十四日	二十四回
丸亀競走場	百九十四日	二十五回
児島競走場	百八十八日	二十四回
宮島競走場	百八十九日	十二回
徳山競走場	百八十日	十二回
下関競走場	百八十六日	十二回
若松競走場	百八十六日	二十四回
芦屋競走場	百八十日	十二回
福岡競走場	百八十日	二十四回
唐津競走場	百八十六日	十二回
大村競走場	百九十三日	十三回

二　一施行者当たりの開催回数

施行者名	開催回数
みどり市	十二回
戸田ボートレース企業団	十二回
埼玉県都市ボートレース企業団	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖ボートレース企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
越前三国ボートレース企業団	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市ボートレース企業団	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町ボートレース事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部ボートレース事業組合	十二回